

2 最近の農業協同組合関係事件（過去10年間）

件名 (排除措置命令等の年月日)	内容	関係法条
平成30年（措） 第7号 大分県農業協同組合に対する件 (平成30年2月23日排除措置命令)	こねぎの販売受託に関し、個人出荷を理由として味一ねぎ部会を除名された5名に対して、味一ねぎに係る販売事業及び集出荷施設に係る利用事業を利用させない行為を行っている。	独占禁止法第19条（一般指定第4項〔取引条件等の差別取扱い〕）
平成29年（措） 第7号 土佐あき農業協同組合に対する件 (平成29年3月29日排除措置命令)	<p>なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。</p> <p>① 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。</p> <p>② 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料（農協以外の事業者に対する販売金額の3.5%）について、自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。</p> <p>③ 支部園芸部の定めた罰金等を收受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。</p>	独占禁止法第19条（一般指定第12項〔拘束条件付取引〕）
平成27年（措） 第2号 福井県経済農業協同組合連合会に対する件 (平成27年1月16日排除措置命令)	穀物乾燥・調製・貯蔵施設工事について、受注予定者を指定するとともに、受注予定者が受注できるように、入札参加者に入札すべき価格を指示し、当該価格で入札させることによって、これらの事業者の事業活動を支配していた。	独占禁止法第3条（私的独占の禁止）
山形県庄内地区に所在する農業協同組合に対する件 (平成26年9月11日警告)	山形県の庄内地区に所在する5農協が、主食用米の販売手数料について、平成23年1月13日に山形県酒田市所在の全国農業協同組合連合会の山形県本部庄内統括事務所で開催した5農協の組合長による会合において、主食用米の販売手数料を平成23年産米から定額とするとともに、その算定方式及び金額については、営農担当部長級の者の中で検討することとし、それを受けて同年2月1日に同所で開催した5農協の営農担当部長級の者による会合において、主食用米の販売手数料を平成23年産米から1俵当たり410円（消費税相当額を除く。）を目安として定額とすることとし、主食用米の集荷分野における競争を実質的に制限していた疑い。	独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）

件名 (排除措置命令等の 年月日)	内 容	関係法条
平成21年(措) 第24号 大分大山町農業協 同組合に対する件 (平成21年12 月10日排除措置 命令)	双方出荷登録者に対し ① 他の事業者が運営する「元氣の駅」と称する農産物直 売所に直売用農産物を出荷しないようにさせている。 ② その手段として、双方出荷登録者に対し、元氣の 駅に直売用農産物を出荷した場合には自らが運営す る「木の花ガルテン」と称する農産物直売所への直 売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れること を内容とする基本方針に基づき双方出荷登録者に対 して元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には木 の花ガルテンへの直売用農産物の出荷を取りやめる よう申し入れるとともに、木の花ガルテンの出荷登 録者に対して当該基本方針を周知すること等によ り、木の花ガルテンの出荷登録者に対し、元氣の駅 に直売用農産物を出荷しないようにさせている。	独占禁止法 第19条 (平成21 年改正前 の一般指 定第13 項〔拘束 条件付取 引〕)

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ～ハ （略）

ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ・ヘ （略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

（拘束条件付取引）

12 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

○ 平成二十一年公正取引委員会告示第十八号による改正前の不公正な取引方法（抄）

（拘束条件付取引）

- 13 前二項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。